

第7回 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会 議事録

開催日時：令和4年5月25日（水）午後6時から午後8時まで

開催場所：鎌倉市役所第3分庁舎1階 講堂

出席者：【委員】（委員名簿順）

日本大学 理工学部土木工学科 教授 中村委員長

東京農業大学 地域環境科学部造園科学科 准教授 福岡副委員長

独立行政法人都市再生機構 清原委員

東日本旅客鉄道株式会社 村上委員

土地所有者 木村委員（株式会社キムラ建設）

寺分町内会 井澤委員

梶原町内会 小團扇委員

上町屋町内会 小島委員

公募市民 小宮委員

【鎌倉市】

まちづくり計画部 林部長、永井次長

深沢地域整備課 細田次長、奥山担当課長、大江担当課長、今井担当係長、長谷部補佐、山口主事、藤本職員

【傍聴者】 3名

※中村委員長、福岡副委員長は Teams による出席

※三浦委員、大木委員、山村委員は欠席

○議事

- (1) 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインの検討について
- (2) その他

[議論の概要（次第1）]

■次第1 開会

（中村委員長）定刻となりましたので、「第7回鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を開会いたします。本日は、オンライン会議を併用した開催となります。議事の進行について、皆様のご協力をお願いします。

なお、本日は、深沢地区まちづくりガイドライン策定業務を市から受託している株式会社日建設計が委員会の運営支援のために出席しています。また、関係者として藤沢市の職員が出席していますので、ご承知おきください。

次に、委員の出欠について事務局から報告をお願いします。

（奥山担当課長）本日の会議ですが、委員12名のうち、9名の方にご出席いただいております。うち、2名の方がオンラインでのご出席となります。過半数の委員にご出席いただいていることから、委員会条例施行規則第4条第2項に基づき、会議が成立していることをご報告します。なお、大木委員、三浦委員、山村委員からは欠席の連絡をいただいております。

オンラインで参加いただいている委員におかれましては、カメラは常に ON に、マイクは発言時以外はミュートに設定くださいますよう、よろしくお願いいたします。また、委員以外の方のカメラへの映り込みにつきましては、十分にご留意くださいますよう、重ねてお願いいたします。

次に、事務局職員を紹介をいたします。昨年度から引き続き、まちづくり計画部長の林、まちづくり計画部次長兼都市計画課担当課長の永井に加え、4月から新たに、まちづくり計画部次長兼深沢地域整備課担当課長の細田が務めております。

また、改めまして、私は、4月から深沢地域整備課担当課長を務めております奥山でございます。その他、事務局である深沢地域整備課職員が出席しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

(中村委員長) 報告ありがとうございます。また、今回から、委員の構成に変更がありましたので、ご報告いたします。独立行政法人都市再生機構の人事異動に伴い、清原裕幸委員、東日本旅客鉄道株式会社の人事異動に伴い、村上祐二委員を新たに委嘱しました。

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本委員会は、委員会条例施行規則第5条の規定により、会議は公開することとしております。本日の会議に傍聴の申出がありましたので、傍聴者入室のため、暫時休憩します。

[議論の概要(次第2)]

■次第2(1) 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインの検討について

(【資料2-1】まちづくりガイドライン検討資料、【資料2-2】委員会コメント)

(中村委員長) 議事を再開します。傍聴者の方にお知らせします。傍聴者の方は委員会において、発言、録音、録画、撮影等はできませんので、ご了承ください。

万が一、会議の進行に支障があると判断する行為が見受けられた場合は、退出していただくことがありますので、ご承知おきください。

それでは、事務局から配付資料の確認をお願いします。オンラインでご参加いただいている委員につきましては、事前に事務局から送付した資料をご用意ください。

(奥山担当課長) それでは、事務局から資料の確認をいたします。次第、資料1 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインの検討スケジュール、資料2-1 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン検討資料、資料2-2 第6回委員会委員コメント及び反映方針を配付しております。また、参考資料として、委員会委員名簿、まちづくりガイドライン策定委員会条例及び委員会条例施行規則をご用意しています。

(中村委員長) それでは、2議事(1) 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインの検討について、意見交換を行います。それでは、事務局から説明をお願いします。

(奥山担当課長) 令和2年度から策定を進めてきた鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインについて、令和4年3月に開催した第6回ガイドライン策定委員会以降の検討事項及び進捗について報告いたします。

今回のガイドライン策定委員会が令和4年度初の開催になりますので、まず、令和3年度までの検討について説明いたします。

資料1をご覧ください。

令和2年度は、まちづくりガイドラインの基本方針を検討し、ガイドラインの方向性や鎌倉らしさ、深沢らしさを整理しました。

令和3年度は、令和2年度に検討した基本方針に沿って、まちづくりのコンセプト、まちづくりの骨格、道路や公園、民間街区の空地等を含めたオープンスペースを検討しました。

令和4年度は、ガイドラインの具体的な内容であるまち並みルールについて検討するとともに、まちの運用に関わるエリアマネジメントを検討し、ガイドラインを完成させることを目的としています。

それでは資料2の説明を行います。

資料2-2については、第6回策定委員会で頂戴した意見と反映方針をまとめたものになります。この反映方針に基づき、資料2-1を整理しました。

資料2-1をご覧ください。

令和3年度までの検討の概要と今回新たに検討した事項について説明します。

2ページをご覧ください。まずは、深沢地区まちづくりガイドラインの位置付けと役割について説明します。

深沢地区は、第3次鎌倉市総合計画で鎌倉、大船に並ぶ第3の拠点として整備する地区として位置付けられており、本市のポテンシャルを高め、「働くまち鎌倉」、「住みたい・住み続けたいまち鎌倉」の創造を目指すとともに、世界の先進モデルとなるようなまちづくりを目指すこととしています。まちづくりガイドラインは、これら上位計画や関連計画、深沢地区の既往計画の考え方を反映させるものです。

役割は建築物やまち並みのルール、まちに求める機能、用途、活動などを定めるものであり、これを用いて、権利者、市民、事業者の方々と地区の将来イメージを共有していきます。

ガイドラインは、それ自体が法的な拘束力を有するものではありません。そのため、ガイドラインをもとに地区計画や条例を制定し、実効性のあるルールに落とし込む必要がありますが、どの運用方法を選択するかは令和4年度で検討を進めていきます。

3ページをご覧ください。

まちづくりガイドラインは3部構成で作成する予定です。1のまちづくり編は、深沢地区のまちづくりにおいて軸となるコンセプトや骨格を示します。2のまち並みルール編は、建築や開発行為に対するルールを示すものです。まち並みルールは、事業の進捗にあわせて、社会潮流に適合するように見直す余地を含めて作成します。3のエリアマネジメント編についても、エリアマネジメントの活動イメージを共有しつつ、実施主体の組織に合わせながら運用できるように見直す余地を含めて作成します。全体として、軸となるまちづくりのコンセプトをベースとして、まち並みルールやエリアマネジメントについては、まちの成長にあわせてガイドラインも成長させていくイメージです。

5ページをご覧ください。ここからは、第6回策定委員会で説明したまちづくりのコンセプトと空間ビジョンについて改めて説明します。

まちづくりガイドライン基本方針で示している「ウェルネス」というテーマをもとに「水と緑に囲まれた、ウェルネスを実現するまち」というコンセプトを示しました。

そしてコンセプトを実現するための実現方針を4つのカテゴリーで整理しました。

まちづくりのコンセプトと4つのカテゴリーを、空間イメージとして共有するために空間ビジョンを「公園のようなまち（仮）」としました。

6ページをご覧ください。

空間ビジョンを実現するための具体的な実現方策です。実現方策は今回の検討資料の3章で説明するまち並みルール項目になります。実現方策を通して、ウェルネスを実現するウォークラブルなまち並みを形成し新しい深沢のライフスタイルを実現します。

7ページをご覧ください。空間ビジョンを共有するためのイメージイラストになります。あくまでイメージイラストなので、建築物等の具体的な計画を示すものではありません。

9ページをご覧ください。

ここからは、まち並みルールの導き出し方を説明します。

まずは、深沢地区周辺の土地利用の状況と令和2年度に定めた土地利用計画案で示した土地利用の方針を整理しました。

10ページをご覧ください。

オープンスペースの骨格と骨格によるエリアごとの性格付けです。

11ページをご覧ください。

10ページで説明した内容をより具体化させるようにまち並みルールを検討していきます。ルールは大きく10項目に分けています。

12ページ以降は、10項目のルールについて説明します。

これから説明するまち並みルールは具体的な基準ではなく、その前段となる方針です。まち並みルールは、最初に説明したとおり、事業の進捗や社会潮流に合わせ見直しや変更を想定しています。今回の策定の中で、どこまで詳細な基準を定めるかは、次回以降の委員会等で説明できるよう検討していきます。

13ページをご覧ください。

ルール1「賑わいを形成する場づくり」です。多世代交流の「場」やウェルネス・健康を促進する「場」づくりを目指します。場づくりは、建築用途という意味合いだけではなく、オープンスペースの利用と連動した場づくりを目指します。

14ページをご覧ください。

ルール2「賑わいを形成する機能配置」です。賑わいが繋がる機能配置の工夫として、多様な用途の複合化、いわゆるミクストユースによって、住居・業務・商業を混在化させ、昼夜人口のバランスの取れた多様な活動を生み出します。

また、1階部分を積極的に開放させることで、活気ある街路空間を形成し、賑わいを繋ぎます。

15ページをご覧ください。

ルール3「ウォークラブル性を促進する歩行環境の整備」です。快適な歩行環境を創出することを目指し、自然と歩きたくなる場所や設備を整備します。また、快適な歩行を支えるために案内サイン等にも工夫を施します。

16ページをご覧ください。

ルール4「ウォークラブルなまちを形成する敷地内通路及びオープンスペース」です。賑わいの創出だけではなく、防災・防犯の観点からも、敷地内に通路を求めます。ま

た、各街区の敷地内通路を繋げてウォーカブルなまちの形成を目指します。

17 ページをご覧ください。

ルール 5 「ウォーカブルなまちを支える車動線及び駐車場空間」です。ウォーカブルなまちを目指すため、駐車場の集約や配置の工夫によって歩行者を優先する車動線を目指します。

18 ページをご覧ください。

ルール 6 「防災を強化する拠点形成」です。深沢地区は全市的な防災拠点として広域的な連携や各災害への対応へ備えます。

19 ページをご覧ください。

ルール 7 「脱炭素社会の実現に向けた環境目標の設定」です。建物によるゼロエネルギー化である ZEB の獲得やまち全体で環境へ配慮することで得られる LEED 認証等を目標にすることで、環境にやさしいまちづくりを推進します。

20 ページをご覧ください。

ルール 8 「自然豊かなみどりのネットワークの形成」です。深沢地区の周辺は、特別緑地保全地区の指定により深沢地域の背景となる緑地を保全してきました。その背景となる緑地と、藤沢市村岡地区の緑地をみどりで繋げることで、みどりのネットワークを形成します。

21 ページをご覧ください。

ルール 9 「鎌倉・深沢のアイデンティティを創出する景観の形成」です。深沢地区の周囲の緑地と一体となったまとまりのある景観形成を目指します。

22 ページをご覧ください。

ルール 10 「鎌倉らしい建築ファサード及び景観要素」です。風格を感じさせる景観の形成を目指し、素材、ディテール、植栽の構成に配慮します。

25 ページをご覧ください。

エリアマネジメントについて説明いたします。エリアマネジメントは、地域の価値を維持、向上させ、また新たな地域価値を創造するための市民・事業者・地権者などによる連携をもとに行う主体的な取組とその組織、官民連携の仕組みづくりです。今回作成するガイドラインは、基盤整備や建築物のルールだけではなく、まちを運用し維持していくことまで、盛り込んでいきたいと考えています。

26 ページをご覧ください。

エリアマネジメントの活動は、深沢地区に中心的な公共空間であるシンボル道路（仮）を中心に展開していくことが望ましいとして検討しています。

エリアマネジメント組織は、図のように産官学民の連携で組織されることが望ましいですが、具体的に参入企業等が決まってない状況であるため、将来イメージを共有し、エリアマネジメントを前提とし企業誘致を行っていけるように検討します。

なお、エリアマネジメントについては、次回以降の策定委員会で検討を深めていきます。以上で説明を終わります。

（中村委員長）ご説明ありがとうございました。資料 1 でご説明があったように、今年度の議論を通して、ガイドラインの最終版を作成していくというスケジュールであり、今回、そして次回の委員会で、まち並みのルールの部分とエリアマネジメントの部分で議論していくというスケジュールになっています。本日は主にまち並みルールの検討を行

う予定です。ただいまの説明、あるいは資料に関しまして、委員の皆様方からのご意見・ご質問等お願いしたいと思います。

(奥山担当課長) 事務局からですが、今回欠席の大木委員と三浦委員から、事前にご意見を頂いております。お二人の委員からのご意見をご紹介します時間をいただければと思います。いかがでしょうか。

(中村委員長) 分かりました。それでは、先に大木委員、三浦委員からのご意見をご紹介しますでしょうか。

(奥山担当課長) それでは、まず大木委員からのご意見をご紹介します。

まず1点目は、資料2-1の18ページ「6. 防災を強化する街区形成」のページについて、18 ページ内のどこかに「訓練などのソフトに関する防災についてはエリアマネジメントのページに記載」といった一文を加えてはいかがでしょうか。理由としては、ハードウェアの防災しか書かれていないと、防災的な視点では時代遅れに見えてしまうためです。

2点目は、19ページ「7. 脱酸素社会の実現に向けて」、20ページの「8. 自然豊かな緑のネットワークの形成」、さらに21ページの「9. 景観の形成」のページについて、これらの区別は、元来互いに影響しあっている項目のため、もう少し整理が必要ないように感じられました。整理といっても、必ずしも「きっちり区分して記述する」という意味ではなく、例えば、これらは緩やかに関連しているということを示すことも可能だと思います。この区分・関連をどう認識して設計するかは、今後、エリアマネジメントの項目に何を記述するかにも関わってくると思います。

最後に3点目ですが、24 ページ、左下の「6つのエリアマネジメントルール」について、防災の項目に「独自の避難訓練」と記載がありますが、「参加型防災訓練」として、特定の人が対象なのではなく、誰でも参加できるというニュアンスにはしてはいかがでしょうか。例えば参加型防災訓練の事例として、札幌市では、あるビルのテナント全てが同じ日に避難訓練を実施しました。訓練までに何度か話し合いをしたことが、テナント同士の日常的なコミュニケーションを増やし、もはや防災に特化しなくても利点がたくさんあったとのこと。そもそも地震は同じ地域に同時に影響をもたらすので、訓練の日を合わせるのは極めて合理的であり、また、日常にも利点があることが実感できるため、このような訓練をすることを前提に誘致してはいかがでしょうか。また、2つ目の事例として、高知空港での日本航空の参加型訓練をご紹介しますと、弊研究室の学生が避難者役として参加し、避難者役の中ではケガをしたり、外国語しかわからなかったり、言うことを聞かなかったりするお客さんなどを演じ、訓練の様子をビデオに撮って記録しました。発災時のケガ人の搬送オペレーションや誘導はどうあるべきなのかといったことを、参加者や見学者が合同で振り返りを行い、改善点を洗い出すことができ、また関係者が見学に来るため、参加者以外への波及効果も大きく、参加者・見学者ともに教育効果が見られました。

大木委員からのご意見は以上です。

(中村委員長) ありがとうございます。続いて三浦委員からのご意見をご紹介しますか。

(奥山担当課長) それでは三浦委員からのご意見をご紹介します。

まず、資料2-1の2ページ下段のガイドラインの使用例の下に、「法的制約」とありますが、これを「法的コントロール」としてはいかがでしょうか。理由としては、

行政から規制を受けていると捉えてしまう方もいると思いますので、「合意の上の決まりごとに沿って進める」というニュアンスが伝わるよう、丁寧に説明をした方が良いと思います。

次に、3ページの「位置付け時期」のところに「まち開き」という言葉が2回出てきているので、分かりやすい言葉で言い換えた方が良いのではないのでしょうか。

次に、5ページ「空間ビジョン」のページについて、他のページにも共通していますが、「ウォークアブル」という言葉を使うのか、「居心地が良く」を使うのか、どちらかに統一してはいかがでしょうか。そもそも全体として、「公園のようなまち」、「緑と水に囲まれた、ウェルネスを実現するまち」、「ウォークアブルなまち」と、複数あるキーワードがまだしっくりきていません。「公園のようなまち」と「緑と水に囲まれた、ウェルネスを実現するまち」のどちらかが上位コンセプトで、具体的な機能を示す「ウォークアブルなまち」が空間ビジョンではないのでしょうか。

また、7ページですが、こちらのイメージイラストに、吹き出しの拡大図は必要でしょうか。

次に9ページ左側の図について、矢印の意味を教えてくださいたいです。また、9ページから11ページにかけての順番ですが、上位から、「広域土地利用」、次に「まち並みルール」、最後に「オープンスペースの骨格」の順番の方が分かりやすいのではないかと感じました。

次に13ページですが、コロナ禍も経て、憩える場を屋外に安心して持てる価値について追記してはいかがでしょうか。

続きまして17ページについて、駐車場附置義務のボリュームは見直さないのでしょうか。

次に18ページですが、区域外の地域から避難してもらふルートの話もあった方が良くないのでしょうか。

次に19ページですが、脱炭素社会の実現に向けた話には、世界的に見ても一般的には交通の内容に入ると思います。環境にやさしい移動手段の実験を行う、といった記述が項目としてあれば良いと思います。

また、20ページと21ページは入れ替えたほうが分かりやすいのではないのでしょうか。

最後に、24ページのエリアマネジメントルールについて、オープンスペースの図面よりも3ページのようなプロセスを再掲するほうがしっくりくると思います。

以上、三浦委員からは11項目のご意見を頂いております。

(中村委員長)ありがとうございます。たくさんありましたが、どれも伺っていて、確かにその方が良くないというご意見多かったように思いますので、まず大木委員の防災に関するご意見については、事務局で受け取って検討していただければ良いと思いました。

また、三浦委員からのご意見について、具体的なご提案や、簡単なご指摘もあったと思います。例えば5ページの空間ビジョンのページで、この辺りの整理がよく分からないというご意見がありました。本日の委員会で決まるほど、委員の皆様のイメージが固まっているわけでもないと思いますし、庁内の議論や色々な議論を経て段々と固まっていくものであるという感じもしますが、確かにキーワードがたくさんあって分かりづらいというご指摘はごもっともだと思います。しかし、そうは言っても「ウェルネスの実現」ということだけでは何がしたいのか分からないので、段々と詳細化

をしていくことも必要だと思えます。キーワード等については、三浦委員の意見も承りつつ、次回委員会くらいまでに宿題として、皆様で悩み続けるというのはいかがでしょうか。庁内でも、今はまだ（仮）となっていますが、「空間ビジョン」や「公園のようなまち」が良いのかどうかということも含めて悩み続けるという形での問題提起ということで整理できればと思いますが、事務局いかがでしょうか。

（奥山担当課長）大木委員、三浦委員のご意見に対して整理いただきありがとうございます。まず大木委員からの様々な視点のご意見については、事務局で受け止め、検討整理していきたいと思えます。また、三浦委員のご意見にいたしましても、事務局で検討整理をさせていただきたいと思えます。

また、「公園のようなまち」等々の言葉の整理につきましては、前回の深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会の中でも議論させていただいているところですので、委員の皆様、また、事務局でも少し整理をさせていただきたいと考えています。

（中村委員長）ありがとうございます。他にも色々、例えば19ページと20ページの順番を入れ替えた方が良いのでは、といった具体的なご提案もありましたが、いかがですか。具体的な提案で言うと、例えば19ページの脱炭素の項目で交通の話題があるのではないかとといったご意見もありました。また、ルール8「自然豊かな緑のネットワークの形成」と、ルール9「鎌倉・深沢のアイデンティティを創出する景観の形成」の順番が逆の方が分かりやすいといったご意見もいただいています。

私はそこまでこだわりなく拝聴していましたが、福岡副委員長、いかがでしょうか。何かご意見等ありますでしょうか。

（福岡副委員長）ありがとうございます。今お話があった三浦委員のコメントで、断定的なところは受け止めて検討する必要があると思えますが、どちらとも取りにくいというか、ニュアンスが微妙な部分に関してはお預けいただいて、文言の修正等細かいところで調整するというので良いのではないかとと思えますが、どうでしょうか。

（中村委員長）そうですね。ありがとうございます。ルール8とルール9の順番についてはいかがでしょうか。

（福岡副委員長）確かに流れとしては8と9を入れ替えた方が読みやすいかなと思えます。

（中村委員長）それでは入れ替えの方向で再整理ということで、事務局いかがでしょうか。

（奥山担当課長）今のご意見に対してご説明させていただきます。

まず、20ページのまち並みルール8「自然豊かな緑のネットワークの形成」、21ページのまち並みルール9「鎌倉・深沢のアイデンティティを創出する景観の形成」の順番のところですが、事務局として考えているものとしましては、スケールを「緑・景観」の大きな視点から、8、9、10と、緑地から建物へと小さいスケールに落としていくことを考えています。まち並みルールの8については、まず骨格が「自然豊かな緑のネットワークの形成」ということで、大きな緑地の配置を示しながら、広域な緑景観の構成を説明しているため、一番初めに説明しており、まち並みルール9では、近景・中景・遠景の眺望景観の創出とスカイラインの形成ということで、深沢地域の整備事業用地の景観形成の地域内の考え方を示しています。そして、まち並みルール10の「風格のある建築ファサード及び景観要素」で、建物や看板などのルールにスケールを落としていくという構成を考えております。

（永井次長）事務局の次長の永井です。今の説明に補足してもよろしいでしょうか。

(中村委員長) お願いいたします。

(永井次長) 今、課長からも申し上げましたが、三浦委員からのご意見について、当然受け止めて事務局で検討してまいるという中で、市ではこのように考えていますということの説明させていただきました。ルール8の「自然豊かな緑のネットワークの形成」というページの右上に広域の図を掲載しておりますが、この深沢地域の整備事業用地、あるいは村岡側の新駅のホームに繋がるというところで両市一体のまちづくりということも含めて、全て広域の緑のネットワークの中に入っているということを示しています。その中で、繰り返しになりますが、この事業用地の中の景観形成ということをごどのように捉えていこうということで、広域で捉えた地となる緑と、その上の景観創出ということを見ると、緑が先にある方が良いのではないかと考えておりました。しかし、福岡副委員長から見ても、景観のページが先にあった方が分かりやすいと見たのは、「自然豊かな緑のネットワーク形成」のページの書き方が弱いのではないかと感じております。

三浦委員からのご意見としては、入れ替えた方が分かりやすいのでは、という問題提起と認識しておりますので、改めて三浦委員とよくお話をさせていただいて、事務局で再度検討しながら判断したいと考えております。

(中村委員長) どうもありがとうございます。その他ご意見等ございますか。

(福岡副委員長) 今ご説明いただいて、スケール感が、この1から10のルールの中に意識されていたということは読み取れていませんでした。そのため、今の説明を踏まえると、例えば、ルール8の右上の図と、ルール9に描いていただいている、シンボル道路が目立っている図の間くらいのスケールでの図等がないと、ルール8の方がルール9よりスケールが大きいということが伝わらないと思います。また、ルール9の景観の方が大きいのか、緑のネットワークの方が大きいのかという話にもなってくると思いますが、景観もまち全体に広がってくるような話なので、そうすると全体的なものを見せていくような景観の方が先にきて、ネットワークの方が後だとも思いました。これは図をもう少し見せたいのであれば、この二つの図を一つに統合して見せた場合には、この順番もあり得るのかなと思いました。

ただ、このルール8、9、10の並びの中ではスケールは成立していますが、その前の話になると、もう少し上位のビジョンや、広く全体的になる話だったりしますので、その辺りがスケールの整理ができているのかどうか気がなりました。

(中村委員長) ありがとうございます。ルール8、9、10だけだとスケールの論理で分かった気にもなりますが、確かにおっしゃるとおりの部分もあります。

いずれにしても市の考え方もよく分かりますし、今の福岡副委員長のご指摘等も踏まえて、伝わりやすく、分かりやすくなるような工夫をしていただいて、また次回以降にご意見が挙がるようにいたしましょうか。

(福岡副委員長) 承知しました。

(中村委員長) それでは、三浦委員と大木委員のご意見に関する議論は以上とさせていただきます。

続いて、福岡副委員長、お願いいたします。

(福岡副委員長) 私が今回、全体を通して読ませていただいて一番気になったのが、「ウォークブル」とは一体何なのかということが少し分かりにくくなっていると思いました。例え

ば2ページ目の中で、「まちづくりガイドラインの位置付け」の中に、確か前の資料では、ウォーカブル、鎌倉市のウォーカブルの取組の話が入っていたと思いますが、今回は特に入っていないので、去年や一昨年の話に戻ってしまって恐縮ですが、広く鎌倉市全体としてウォーカブルをこう位置付けているということを改めて整理し、鎌倉市全体にとってのウォーカブルとは一体何なのか、ということをも2ページ目に記載するとか、5ページ目に「ウォーカブルで多様な交通手段」と書いてありますが、6ページ目にいきますと「ウォーカブルな歩行環境の形成」と書いてあって、また空間ビジョンには「ウォーカブルなオープンスペース」とあって、「ウェルネスを実現するウォーカブルなまち」と記載してあります。さらに7ページ目にくると、また「ウォーカブルなオープンスペース」が出てきますが、まず鎌倉市全体にとってウォーカブルというのはこういうことだという整理が必要だなと思っていて、おそらく交通としてのウォーカブルの話と、まち全体に係るウォーカブルの話と、さらに広いウォーカブルという意味が混在してきているのではないかと思います。

ウォーカブルを具体的にご説明すると、例えば5ページのコンセプトですが、例えば「賑わい」も、まちの賑わいだとか、人の居心地とか滞留等ということでウォーカブルが関わってきたりしますし、緑・景観のところにも、鎌倉市全体で見ると、自然とどう繋がるかとか、また健康に関する話の中でのウォーカブルという話もあると思っています。防災については、今回逃げ道みたいなものは書いていないですけども、これは少しウォーカブルとは話が逸れますが、生態系のネットワーク等といった話もウォーカブルを想起させるものであると思っています。

なので、ウォーカブルなオープンスペースということは、もう少し広い意味だと思えますが、このウォーカブルの事例、ウォーカブルのスケールみたいなものが少し違っているにも関わらず、読み方としてはただウォーカブルと読めてしまうので、それは一体何なのかということをも、少し上位の部分で整理するなど、きちんとお伝えしないといけないのではないかと思います。

このウォーカブルということは、国土交通省ではどちらかというと立地適正化やコンパクトシティという流れの中で、都心部の駅前の広場や歩行者空間の確保、まちなかの居心地の良さみたいなものを追求するということが、国が示しているウォーカブルですが、鎌倉市にとってのウォーカブルは、自然や緑に繋がることや、健康、文化、人とのつながり等、すごく広い意味があるのかなと思っています。6ページ目に書いてある「ウェルネスを実現するウォーカブル」ということは、単に交通手段としての歩きやすいウォーカブルだけではなくて、もっと広いものにかかっているということが伝わりにくいと思いましたので、その整理は必要だと思いました。

2点目は、前回からお話しさせていただいていますが、19ページのグリーンインフラのことを書いていただいている中で、19ページ、20ページ目の中で、数値は難しいかもしれませんがもう少し具体的な目標像を、19ページの④等書けると良いと思います。例えば、まち全体のエネルギーと緑、オープンスペースの数値目標や性能の目標みたいなものは、建物の場合はそういった目標が厳しすぎるとなかなか敬遠されますが、まちとして高い目標を掲げておくことは重要だと思っています。前回の委員会で19、20ページについてコメントしたことに対して、あまり解決していないと思いましたので、もう少し踏み込んで検討していただきたいと思っています。

最後に、14 ページ目の「賑わいを形成する機能配置」ということで、建物の用途で①が街区の中で用途をミックスするということは分かるのですが、③の垂直複合は、住宅と商業の複合だけではなくて、業務と商業、住宅等、もう少し色々な複合があるのかなと思いましたので、この建築の用途の混ぜ方みたいなところは、もう少し練ったほうが良いと思いました。

一番申し上げたいところは、ウォークアブルという言葉が乱発されて、少し分かりにくくなっているところをどう整理していくか、ということのを改めて思ったということ、次にグリーンインフラや緑の性能の書き方をもう少し踏み込んでいきたいということ、最後に、建物の用途の混ぜ方の話です。長くなりましたが以上です。

(中村委員長) どうもありがとうございました。いずれも大事なご指摘だと思います。事務局から何かコメントありますか。

(奥山担当課長) 福岡副委員長、貴重なご指摘ありがとうございます。では、順番に事務局から回答させていただきたいと思います。

まずウォークアブルの概念が捉えづらい、多様になっているということ、また、鎌倉らしいウォークアブルの概念があるのではないかというご指摘について、福岡副委員長ご指摘のように、国交省が目指しているウォークアブルの概念は、居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成ということで、非常に都心部を意識した概念というように私も捉えております。おっしゃるように、鎌倉、自然豊かな環境、さらに歴史文化といった特性が、やはり鎌倉らしいウォークアブルに繋がる概念であると考えており、そのような中でこの深沢が目指すべきウォークアブルについて整理させていただきたいと考えております。また、整理にあたって、福岡副委員長に改めてご相談をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして 19 ページの環境目標の設定の中における緑化率の設定、グリーンインフラの目標設定について、前回もご指摘いただき、事務局でも引き続き検討しているところですが、まだ整理段階、研究中ということで、資料に反映できておらず申し訳ございません。現在検討事項や、今後目標を定めるということにしておりまして、こちらからも引き続き検討し、改めて福岡副委員長にアドバイス、助言等をいただきたいと思います。

最後に、14 ページですが、用途の複合化の中、③の垂直複合の推奨の中で、住宅・商業しか記述してないというところにつきましても、ご指摘のように業務系との複合という観点も考えられますので、こちらの表現・内容も含めて、改めて検討させていただきたいと思います。

非常に貴重なご指摘ありがとうございました。事務局からは以上となります。

(中村委員長) ありがとうございます。それではこれで検討を進めていただければと思います。

続いて、会場の各市民委員の皆様、あるいは村上委員、清原委員からお気づきのことございましたらご意見をいただければと存じますが、いかがでしょうか。

(井澤委員) 寺分町内会の井澤です。言葉がやはり分かりません。以前の委員会でも分かりづらい横文字を使うことはやめましょうと申し上げたはずですが、相変わらず沢山書いてあります。例えば、24 ページの「タクティカル・アーバニズム」、「地域のニーズに応える福祉 MaaS」と言い出したらきりがありませんけど。19 ページの「レジリエントなまちづくりを目指す」のレジリエントとは何でしょうか。ウォークアブルに始まり、理

解しがたい言葉があちこちにありますね。分かりやすい日本語にすれば皆様すつと理解ができると思います。返事はいりませんので、検討していただければ結構です。

(中村委員長) ありがとうございます。井澤委員がおっしゃったように、専門用語で分かりにくい言葉が並んでいて分かりづらいということは、最もだと思います。以前は用語集編というのを巻末につけたりもしましたが、できれば各ページに注釈をつける等、読んだ方が分かるような工夫は必要だろうと思いますし、最後は専門家だけでなく、市民の皆様がこれを読んで活用するといったものになってきますので、是非今のご意見を踏まえ、全部消すことは難しいと思いますが、工夫していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

(奥山担当課長) 承知いたしました。ご意見ありがとうございます。

(中村委員長) その他、会場のからご質問等いかがでしょうか。

(小島委員) 上町屋町内会の小島です。先ほど井澤委員もおっしゃっていた横文字も理解しようとしながら一生懸命頑張っていますが、段々と難しくなっている印象があります。

また、エリアマネジメントルールの中で、「防災・環境」の項目として避難訓練について記載がありますが、何年か前から深沢地域でも、連合町内会を通じ、防災訓練を各事業者や個人と行っているため、無理してここでこんなことを書かなくても、それは連合町内会で相談しながら、各企業や地元商店会の方にも来てもらって、皆で行っていますから、そういったことも巻き込みながら行えば解決すると思います。

また、最近になってずっと思っているのですが、深沢らしく・鎌倉らしくというコンセプトで最初に出発してから、段々と複雑になっていて、これでは緑の検討だけで全部終わってしまうのではないかという感覚があります。バーチャルか何かで視覚的に検討を進めれば進行が早いのではないのでしょうか。

今、JRの所有地に残土置き場がありますが、それを近くの高いビルから全体的に見ると、こんなにちっぽけなところなのか、と思いました。この寸法のところで商業エリア、市役所エリアというようなところで、モデルハウスのように、書面でも良いから仕込んでいけば、ここに何ができる、できないということが分かると思います。そのようにして、いらぬものを削除していきながらやらないと、アイデアはどんどん出てきますから、無駄だと思われることは削除して、要望についても二度と議題に挙げない、というようにして進めていった方が良いと思います。意見を聞くことも大切ですが、同じ議論を繰り返してしまうことにもなり、地域としてはどんどん進めてもらいたいという思いから、協力体制でここ何年かきているため、進行してほしいと思います。このまちづくりガイドライン策定委員会が終わるまでに何もまとまらないのではないかとこのことを深沢地域では心配しています。地域や地権者等で協力体制ができていますが、こちらから意見を押しつけるようなことはしたくありませんから、なるべく市役所の方から、このように進めていきたいというような意見を出していただいて、それに沿った方向で進んでいきたいと私個人は思っていますので、どんどん市役所の方からもこうしてほしい、ああしてほしいと言ってもらいたいと思います。これはJRに対しても同じことを思っており、この場においては知識経験者として委員になっていますが、地権者ですから、事業運営にあたってのことはどんどん意見を出してもらって、地域の方々、鎌倉市民もそうですけど、地権者である鎌倉市民、JR、近隣の住民の方々の協力を得ないと、絶対にできることではありませんから、ど

ら進めていっていただきたいなと思います。

(中村委員長) どうもありがとうございます。最後に全て集約されていたと思いますが。この委員会としても今年度でまとめるというスケジュールではありますが、実際の地域での取組や、今のご意見も踏まえながら検討を進めていってほしいと思います。

その他に何かございますか。

(清原委員) URの清原です。よろしくお願いたします。空間ビジョンについて、5ページ目と6ページ目のところで、ビジョンとコンセプトという形で少し似たような概念の言葉が使われていることで、初めて読んだ状況では両者の関係性が分かりにくく感じました。

5ページでは、コンセプトから最終的に空間ビジョンに落とし込むというような流れがある中で、6ページ目では逆にビジョンから最終的にコンセプトにつながっていくということで、その辺は逆説的にご説明しているということはあるのかもしれませんが、少し混同しかねないかな、ということが気になったところです。

2点目は、具体的なまちづくりのルールの中で、ルール5番の「ウォークアブルなまちを支える車動線」について、これはルールとして、他のルールと見比べてもかなり踏み込んだ内容であると感じました。実際に土地を利用される方にもかなり影響が出てくる内容であるように思いますので、なぜこれが必要なのかといったところは丁寧に説明していく必要があるのではないかと感じました。そういった中で福岡副委員長がおっしゃったように、鎌倉市が目指すウォークアブルなまちをどう考えていくのかというところが前段に記載されてくれば、この内容につながってくると思いますし、その中のシンボル道路の位置付けや性格等、そういったところをうまく導き出せば、もう少し分かりやすくなるのではないかと感じました。

最後にエリアマネジメントの話です。この先のお話かもしれませんが、24ページ目について、先ほどご説明にもあったとおり、具体的に誰がどうやるのかとか、そういったプレイヤーやステークホルダー等が決まっていな中で想像するのは難しいということはあると思います。そういった中で三浦委員がおっしゃっていたように、ある程度分かっているメニューの中でも、具体のプロセスといいますか、時間軸みたいなものは、それぞれ違うものがあるのではないかと感じています。そういった観点から少し整理していくと良いのではないかと感じました。以上です。

(中村委員長) どうもありがとうございます。沢山の視点からのご意見をいただきました。いずれも非常に納得できる意見だと思いますので、ご意見を受けとめ、それぞれの視点で今後検討させていただきたいと思います。事務局から特段コメントありますか。

(奥山担当課長) 特段ございません。

(中村委員長) 他にご意見等ございますか。

(村上委員) 今回から参加させていただいております、JRの村上と申します。よろしくお願いたします。今までのご議論も含めてかもしれませんが、何点か感想も含めてお話をしたいと思います。

まず1点目が、3ページ目や、エリアマネジメントのところ全般に共通して言えるかもしれませんが、まず3ページ目のところで、「エリアマネジメント編」とありますが、この対象は、例えば、行政及び基盤整備事業者が良いのかもしれませんが。エリアマネジメントは、最後の段階で産官学等が連携して進めていかないとまちづくりはう

まくいかないのではないかと感じています。ここでは行政の色がだいぶ薄くなっていますが、官民でしっかり進めていくということが見えた方が、まちをリードしてけるのではないかと感じました。

引き続きエリアマネジメントに関してお話をさせていただくと、24 ページについて、おそらくエリアマネジメントの議論はこれから進んでいくのだと思いますが、6つのエリアマネジメントルールの中でも、例えば「新モビリティ社会実験と展開」ですとか、あとは26 ページ目も色々エリアマネジメントの活動等について書かれていますが、やはり持続性が大事だと思っています。モビリティについても、新駅と深沢地区を結んでいくモビリティは、このまちの軸になると思いますので、それがずっと維持発展されていくことが非常に大事だと思っています。関係者で持続していくということをしっかり書かれているようには思いますが、その辺りをもっと強調した方が良いのではないかと感じました。

また、エリアマネジメントの活動そのものについて、私も色々と他の地区でエリアマネジメントの団体と関わっていますが、やはり持続性という意味では財源が重要になります。民間だけでは中々難しいところもあり、財源が足りなくなることや、理想を語ってもお金がないといったことがどうしてもあると思いますので、まちのオープンスペースや公共空間も含めてしっかり活用し、お金の面も含めて持続性のある仕組みづくりをつくっていくことが重要で、これは民間だけではできませんので、まさにそこは官民で是非進めていくというところをうたっていけると良いと思います。

他にも、エリアマネジメントという意味では、最近ではデータの活用や健康等に関して色々なアプリ等を含めてデータを取り、しっかり生活の質の向上に活かしていくという論点もあると思いますので、そういった次世代のデータ活用みたいなのところも、どのような形で産官学等含めて進めていくかということも、今後は是非追いつけていただけると良いと思います。

最後に、今まで色々議論が出ていた中では、これも感想ではありますが、5 ページ目の空間ビジョンについて、「公園のようなまち（仮）」とのことで今回ご提案いただいています。公園と聞くと、人によって想像するイメージが違うのではないかと感じました。また、「深沢地域の新しいまちづくり基本計画の理念」というところにも、「地域の活力を生み出す」とか、「活力ある都心」といったことが書かれていますが、色々なまちの議論をしていく中で、人中心というか、人の活動とか、集うとか、生活するとか、そういった目線を大事に、もっと空間を表す場合ににじみ出していくようなことをやっていくと、もう少しビジョンとして共通認識を持って、景観もそうですが、このようなまちをつかっていこうということに繋がるのではないかなと感じました。

以上でございます。

(中村委員長) 村上委員、ありがとうございます。いずれもその通りだなと思う意見が多かったと思いました。これについても事務局で受け止めてご検討いただきたいと思います。何か特段事務局からコメントございますか。

(奥山担当課長) 村上委員、貴重なご意見ありがとうございます。いただいたご意見を踏まえて検討させていただきたいと思います。新たなデータの活用のご意見等、新たな知見もいただきましてありがとうございます。

(永井次長) まちづくり計画部次長の永井です。少し補足してよろしいでしょうか。

(中村委員長) どうぞ。

(永井次長) 村上委員から、特にエリアマネジメントに関するところでご意見をいただき、最後は、財源という非常に難しいお話も頂戴しました。中々行政も立ち回りが上手くいかないところがあるのですが、公共施設や公共空間の利活用の在り方等というところは、私どもも十分認識しており、このまちができた時には、まちを運営していくためにどのような公共空間の在り方が良いのか、といったところは研究しております。緑や公園に関しても、そういったところでどのような制度があるのか、国交省の制度等をどのように活用していくかというところは、しっかりと検討していきたいと考えております。

(中村委員長) ありがとうございます。私から質問ですが、4章のエリアマネジメントについて、今は4-0、1、2、3まで終わっていますが、当然本格的なものは頭の方に記載のあったとおりガイドラインのエリアマネジメント編で詳細が庁内でも検討されていくことになると思います。今年度まとめるガイドラインでのエリアマネジメントの記載項目は、現状くらいのイメージなのか、これにもう少し色々いただいたご指摘や視点を加えたもので、エリアマネジメントはこういったことに気をつけながら、こういった視点で将来考えていくということが共有できる程度のものになるイメージなのでしょうか。

(細田次長) エリアマネジメントに関しましては、このガイドラインの中で具体的な設立の方法、または組織の在り方、中身の具体的な内容まで議論するという事は、非常にボリュームが大きすぎますので、今回中村委員長がおっしゃるとおり、こちらでは方針と考え方をお示しし、来年度以降、もう少し具体的に検討を進められるよう準備してまいりたいと思っております。以上になります。

(中村委員長) 現段階でいただける考えや視点、大事な項目を踏まえてきちんと検討して、骨格のエリアマネジメントの方針と留意点といったことをしっかりと書いていくということですね。分かりました。ありがとうございます。

その他、まだご発言いただいていない委員からお気づきのことがございましたら、ご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(小宮委員) 小宮です。何点か分からない点があったのですが、24 ページに記載の「地域のニーズに応える福祉 MaaS」について、これはおそらく 15 ページの「モビリティハブの設置」等に関わってくるのだと思っておりますが、24 ページで初めて「MaaS」という言葉が出てくるので、例えば 15 ページの 5 番のところに MaaS の例を記載する等してもらわないと、今調べてやっと言葉の意味が分かったのですが、かなりページを遡らないと他に記載がなかったので、この辺りが気になりました。

「地域のニーズに応える福祉」で、まちかどのモビリティハブとはシェアスクーター等ですから、福祉 MaaS とは少し違うのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

(中村委員長) ご質問に対して事務局からいかがでしょうか。

(奥山担当課長) 小宮委員、ご質問ありがとうございます。先ほど井澤委員からもご指摘いただきましたが、事務局として用語の整理や、記述内容はまた整理をさせていただきたいと考えております。

24 ページで書かせていただいている「地域のニーズに応える福祉 MaaS」につきまして

ては、英語で言うと Mobility as a Service と申しまして、利用者の需要など、ニーズに応じて行う交通サービスのことです。簡単に申し上げますと、最近よく実証実験等が行われておりますが、福祉サービス、介護サービス、そういったものを受ける時に、時間等、相手の要望に応じて柔軟に対応していくサービス、そういったものが今、実験的に地域でも考えられており、先進的な技術として検証されております。これは地域課題として取組むことが多く、ある一定の地域を対象にこういった実証実験等を行う例がございまして、先進的な新たなまちづくりのサービスとして、こういったものも項目としてあるのではないのでしょうか、という形で提示させていただいています。改めて事務局としても、表現等は整理させていただきたいと考えております。

(小宮委員) 分かりました。

(中村委員長) ありがとうございます。それでは、その他いかがでしょうか。

(小團扇委員) 梶原町内会の小團扇です。よろしく申し上げます。22 ページのルール 10 番「風格のある建築ファサード」について、景観要素等、これから色々なことが決まってくるのだと思いますが、やはり緑の多いまち並みと、それからここにはそこまで高い建物は立たないとは思いますが、それは市役所が持っている土地であって、JRさんが持っているような土地での高さや制約等、そういうものは、ここでは出てきていないと思うのですが、そういった高さの基準等といったものを私どもも知りたいと思います。以上です。

(中村委員長) どうもありがとうございます。事務局でしっかりとご意見受け止めてご検討いただければと思います。

(奥山担当課長) 中村委員長、木村委員からご発言お願いしてもよろしいでしょうか。

(中村委員長) お願いします。

(木村委員) 木村です。19 ページの「脱炭素社会の実現に向けた環境目標の設定」のテーマの中で、左側の 1 から 4 番までについて、1 番は「可変性の高い建物活用」、2 番は「環境にやさしい建物推進」、3 番目が「街全体の緑化率の設定」で、4 番が「グリーンインフラの目標設定」とあります。これらのデザイン対象は、1・2 番目が個別の建物で、3 番目も緑化率を上げるということで個別建物が対象です。まち全体として脱炭素社会の実現に向けて個別の建物を規制するデザインではあるようですが、まちづくりをする時ならではのまち全体として脱炭素社会を快適に過ごせるようなデザイン方法があると思います。

この鎌倉地域は海に接していて、山に囲まれていて、緑もたくさんあります。住んでいると、午後東から風が吹いて涼しい風が入り、夜は窓を開けておくと熱が出て空に逃げて心地良いです。まちづくりの時に建物を街区に敷き詰めていけば密集して風がやむかもしれませんので、例えば窓を開けやすい環境を作ってエアコンを控えたり、日影をデザインして夏場に過ごしやすい場所を作ったり、建物を並べてビル風を誘導して風の流れを作ったりして、風や太陽光等を利用してエネルギーの使い方を最適にできる立体的なまちを作れないのでしょうか。1 から 4 番の計画を個別対象や目標設定だけにせず、個別同士の関係や街区同士の関係で機能の向上を計画した方が良くと思います。街区・エリア・地域を設定していく時にこそできる平面と立体の関係があると思いますが、いかがでしょうか。以上です。

(中村委員長) ありがとうございます。うまく整理できると良いと思います。今の話に関連して、

19 ページで言うと、確かに建物活用が上に書いてあって、下に、目標という構造になっていますが、目標は上にあっても良い気がします。大きいところを言ってから、個別の話にいくような感じが良いのではないのでしょうか。

今の木村委員のお話を、このガイドラインで全て書くのは難しいかもしれませんが、やはり環境というか低炭素、温暖化の話が主になるかもしれませんが、大きいところから小さいところへという流れが見えた方が良いような気もしましたので、これは個人的な意見ですが、事務局で引き取っていただけてご検討いただければと思います。

(奥山担当課長) 木村委員、中村委員長、ご指摘ありがとうございます。木村委員からは貴重な地域の気象情報等もいただきまして、事務局で表現方法も含めて検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

(中村委員長) ありがとうございます。これで委員の皆様から一通りご発言があったと思います。

私からも1、2点よろしいでしょうか。大きなところで言うと、6ページの「まちの骨格」について、清原委員も触れていましたが、この6ページの真ん中に実現方策ということで、4つのレイヤーにより整理されていますが、ここにそれぞれ2つ、3つ柱が書かれています。目標のようなことが書いてあると思うのですが、これと今回検討した10のルールとの関係がよく分からないので、この辺りがうまく整合するような形になると良いと思います。この柱となっている言葉は、前に決めたものをコピーして持ってきたということではないですね。

(奥山担当課長) ご指摘ありがとうございます。この実現方策の中には、まち並みルールにいくものと、エリアマネジメントのルールにいくものと整理するようにしておりますが、改めて事務局でも整理させていただきたいと思います。

(中村委員長) 分かりました。

また各論となりますが、10のルールについて見ていくと、結構具体的に書かれているもの多くて、こんな風に頑張るといった決意表明は良いとは思いますが、例えば22ページの建築ファサード等々のところで、③「あかりは行灯などの和風のひかりで」のところ等、結構具体的に書かれているところもあります。もし地元や鎌倉市の色々な計画の中でこういう方針であるということになっているのであれば良いのですが、今回初めて目にしたような気もしました。そういう意味で見えていくと、かなり踏み込んで書いているところもあり、ここで書かれると、大きな方向性として将来守っていきましょう、というものになってしまいますので、事務局や各委員の皆様も、もう一度見ていただいた方が良いと思いますので、注意喚起をさせていただきました。

(奥山担当課長) 貴重なご指摘ありがとうございます。記述方法について、事務局でも整理させていただきたいと思います。

(中村委員長) お願いします。その他、ご意見・ご質問ございましたらご発言お願いできればと思います。いかがでしょうか。

(小島委員) よろしいでしょうか。少し違うかもしれないですが、このエリアは隣に中外製薬があり、撤退するようですが、同じような発想のもと、まちづくりと協調して計画を進めているのかとなると、外資系ですから単独でどんどん進めて、このガイドラインにそぐわない、似合わない開発が進んでしまうかもしれないと思っています。そこところは僕たちで分かりませんから、市と相談しながら進めていただいて、まちづくりが台無しにならないように、是非協調性を持って進めていただきたいと思います。

(中村委員長) ありがとうございます。このガイドライン自体は地区内を主に扱うものでありますが、その周辺地域や、あるいは藤沢市村岡地区との関連も当然踏まえた上での深沢地区のまちづくりということになります。9ページに少し周辺を含めた考え方が載っているかと思いますが、このガイドラインの中では、あまり広域のことを具体的に書くことは中々できないと思いますが、非常に大事なご指摘だと思いますので、実際の調整や行政運営の中で、しっかりと事務局で受け止め、調整していただきたいと思います。事務局からいかがでしょうか。

(永井次長) 事務局の永井です。今まさに小島委員おっしゃられたようなご懸念というところは、一般の市民の方から見るとあると思っております。中外製薬のお話が出ましたが、鎌倉市のまちづくり条例というものに従えば、当然今後の土地利用に際して手続きが出てくることになり、それに対して深沢地域の新しいまちづくり基本計画、3月1日に都市計画決定をした地区計画の方針があります。このようなまちをつくっていく予定である、ということを守る、あるいはそれを助言指導する場面ですので、市としてその辺りはしっかりと進めていきたいと思っております。また、藤沢市との関係で言えば、今日も藤沢市の方に関係者として出席していただいておりますが、私どもの職員が藤沢市さんの委員会には同席させていただくような場面もありますので、しっかりと連携して進めていきたいと考えております。

(中村委員長) どうもありがとうございます。それでは、お時間が迫ってきておりますので、特段なければガイドラインの今日の議論はこの程度とさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(林部長) まちづくり計画部長の林です。

(中村委員長) どうぞ。

(林部長) 本日会議を始めるにあたりまして、機器の不具合等々ございまして、長らく皆様をお待たせしてしまいました。今後の会議開催にあたりましても、また引き続きコロナ禍での開催ということにもなると思っておりますので、その際には本日のようなトラブルがないように、しっかりと準備をさせていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。私からは以上でございます。

(中村委員長) よろしく願いいたします。それでは次第(1)議事については以上とさせていただきます。また、(2)その他に移りたいと思っております。その他につきまして、何か事務局からございますか。

■次第2(2)その他

(奥山担当課長) 熱心なご議論ありがとうございました。

令和4年度は、まちづくりガイドラインの策定に向け作業を進めてまいります。しかしながら、次回開催予定が8月と検討時間が少ないなかで、まとめていく必要があります。また、専門的な内容になっていくため、まちづくりのルール検討を深めていく際に、各委員の認識や知見を共有しながら進めたいと考えています。そのため、任意ではありますが、1ヶ月に1度程度、研究会のような形で、各委員の知見を共有する機会を設けたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(中村委員長) 委員会に有志といいますか、集まれる人が集まって議論をするような場として、

研究会といった形でのご提案がございましたがいかがでしょうか。特段ご意見はないようですので、個別にご相談するなり、集まれば何人かで集まってという形で開催していただければと思います。

(永井次長) 事務局の永井です。よろしいでしょうか。

(中村委員長) どうぞ。

(永井次長) 課長からご説明差し上げました研究会につきまして、これから詳細についてご相談させていただく場面が、それぞれの先生方、あるいは学識、知識経験者の委員の方におかれましては多いかなと思っております。もしそのような場面を設けることができましたら、この委員会の委員の皆様はもとより、私どもまちづくり計画部の中で一緒に仕事をしているメンバーであるとか、あるいは市役所のまちづくりに関わっている幅広い部門の職員も一緒に聴講させていただけるような場面があると、大変市役所の職員の底上げにも資すると考えておりますので、そういったことも併せてご相談させていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(中村委員長) 是非詰めて色々ご相談、あるいは意見交換させていただきながら進めていければよろしいかと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

■次第3 閉会

(中村委員長) 他に意見はございますか。特にご意見はないようですので、以上をもって、本日の委員会を終了します。長時間、お疲れ様でした。

以上